

平成30年度

大阪市立大学大学院法学研究科法曹養成専攻入学者選抜試験

【2年短縮型】

法律科目試験問題：民法（配点：120点）

注意事項

- 1 机上に各自の「受験票」と「法科大学院全国統一適性試験受験票」を出しておくこと。
- 2 問題冊子は、監督者が「解答始め」の指示をするまで開かないこと。
- 3 問題冊子は、全部で5ページである。
解答用紙は、全部で8ページである。
問題冊子、解答用紙に脱落のあった場合には申し出ること。
- 4 解答用紙は切り離さないこと。
解答用紙は、8ページを超えて使用することはできない。
- 5 解答用紙の上部所定欄に、1ページには氏名、受験番号、試験の科目名を、2ページ以降は各ページに氏名を忘れずに記入すること。
- 6 解答は、第1問は1ページから、第2問は5ページから記入すること。
- 7 解答以外のことを書いたときは無効とすることがある。
- 8 この問題は、いわゆる「債権法改正」前の法律（具体的には、平成29年法律第44号（民法の一部を改正する法律）および同年法律第45号（民法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律）による改正前の法律）に基づいて出題されていることから、「債権法改正」前の法律が適用されることを前提として解答すること。

(民法)

第1問

以下の(1)から(7)までの各記述について、内容が正しい場合には「正」と答え、内容に誤りがある場合には「誤」と答えなさい。また、「誤」と答えたときは、その理由を説明しなさい。

(配点：70点)

- (1) Aの被用者でありAから物品購入の代理権を与えられたBが、Aを代理してパソコン100台をCから購入し、これらをDに横流しして得た利益をB個人の借金の弁済に充てた場合、判例によれば民法110条が類推適用され、Bが自己の利益をはかるためにこの売買契約を行ったことにつきCが善意無過失であれば、CはAに売買代金を請求することができる。
- (2) Aが平穩かつ公然と所有の意思をもってB所有の甲土地の占有を開始してから5年が経過した時点で、Bが甲土地をCに譲渡してその旨の所有権移転登記がされた場合、判例によれば、Aは、その後も甲土地の占有を続けて当初の占有の開始時から22年が経過したときでも、所有権移転登記を有しているCに対して、甲土地について時効取得をしたことを主張することはできない。
- (3) Aの知人BがA宅を訪問した際、Aが席を外している間にAの事務机の引き出しから重要書類や実印等を盗み出し、これらを用いてAの所有する不動産甲についてAからBへの所有権移転登記手続を行ったうえ、事情を知らないCに甲を売却してその旨の登記手続も行った。後からこのことを知ったAが、甲の登記をAのもとに戻すべくCを訴えた場合、判例によれば、民法94条2項の類推適用によりCは保護される。
- (4) AのBに対する金銭債権を担保するために、BがCに賃貸している建物を目的とする抵当権が設定され、その後にBの一般債権者DがCに対する既発生の賃料債権を差し押え、その債権をDに転付する旨の命令が効力を生じた後であっても、判例によれば、Aは、物上代位権の行使により同じ賃料債権を差し押さえて

(民法)

優先弁済を受けることができる。

(5) AがB銀行に対する定期預金債権を有していたところ、Cが、Aと称して、B銀行に対し、その定期預金債権を担保とした貸付けの申込みをし、B銀行は、CをAと誤信したため貸付けに応じた。その後、貸付金債権の履行期に弁済がなかったため、B銀行がその貸付金債権を自働債権としてその定期預金債権と相殺した。この場合、判例によれば、B銀行が相殺の意思表示を行う時点で金融機関として負担すべき相当の注意義務を尽くしていたときは、B銀行はAからの払戻請求を拒むことができる。

(6) Aから不動産甲を賃借しているBが、Aに無断で甲をCに転貸した。この場合、判例によれば、Aは原則としてAB間の賃貸借契約を解除することはできず、解除が例外的に認められるには、BによるCへの甲の無断転貸があったこと以外に、AB間の信頼関係を破壊するといえる特段の事情が存在することが必要である。

(7) Aが所有する建物甲の外壁の一部が落下して通行人Bに当たり、Bは全治1か月の怪我をした。この事故は、外壁の管理において平均人ができる限りの注意をしていたとしても、その発生を予見できないものであった。この場合において、甲の所有者AおよびAから甲を賃借して利用しているCのいずれも、外壁を含む甲の管理につき十分な注意を払っていたときは、Bは、AおよびCのいずれに対しても、この怪我による損害の賠償を求めることはできない。

(民法)

第2問

以下の【事実】を読んで、後記の問1から問3に答えなさい。

(配点：50点)

【事実】

1. 平成28年6月1日、東大阪市内で加工食品製造業を営むAは、産業機械製造業者Bとの間で、Aが所有する新設の工場（以下、「甲工場」とする）に、冷凍ハンバーグ製造用設備（以下、「乙設備」とする）の製作および設置を目的とする請負契約を締結した（以下、この請負契約を「本件請負契約」とする）。本件請負契約では、Bによる仕事の完成期日は平成29年3月末日とされた。Bの仕事に対する報酬は材料費も含めて2億円とされ、AはBに対し契約締結と同時に5000万円、作業工程の5割が終了した時点でさらに5000万円、作業が終了した時点で残りの1億円を支払うこととされた。
2. 平成28年6月8日、Aから5000万円が入金されたことを確認したBは、乙設備の製作を開始した。
3. 同年10月10日、Bから作業工程のおよそ5割が終了した旨の連絡を受けたAは、乙設備の土台が工場に固定されていることを確認した上で、Bに対して5000万円を支払った。
4. 同年11月末頃、Aが甲工場に出向いたところ、乙設備の製作作業に従事する者の人数が明らかに少ないことに気づいた。現場にいる者に理由を尋ねると、Bから下請業者Cに対して前月末までに支払われるはずの報酬がまだ支払われていないことが分かった。
5. 同年12月1日、Aは、Bに対し、作業終了時期に変更がないかどうかを確認するため、電話をかけた。Bは、Aに対し、作業工程の遅れを回復することはまだ可能であるが、資金難の問題があるため、作業終了後に支払われる1億円を今年末までに入金してほしいと述べた。これに対して、Aは、そのような大金を即座に用意できないこと、契約通り来年3月末には乙設備の製作を完了してほしいことを告げた。

(民法)

6. 平成 29 年 1 月 7 日、B は、A に対し、資金不足のため作業を中止したこと、しかし作業工程のおよそ 8 割が終了しているのに、これに相当する報酬金額 1 億 6000 万円からすでに受領した 1 億円を差し引いた残金 6000 万円を支払ってほしいことを記した内容証明郵便を送付した。
7. 同月 12 日、B からの内容証明郵便を受け取った A は、B に対し、(i) 乙設備が完成するまで報酬残金を支払わない、(ii) 報酬残金の支払とは無関係に直ちに作業を再開するよう求める、(iii) 直ちに作業が再開されない場合は平成 29 年 1 月末日の経過をもって契約を解除する、以上 3 点を記した内容証明郵便を送付した。
8. 同年 2 月 1 日になっても、B は作業を再開しなかった。なお、仮に B がこの時点から作業を再開しても、本件請負契約において予定された期日に作業工程を終えることは不可能な段階にあった。
9. 同月 10 日、B による乙設備の完成を断念した A は、D との間で、完成途上の乙設備を利用してこれを完成させることを目的とする請負契約を締結した。この契約において、D の報酬は材料費も含めて 8000 万円とされた。
10. 同年 6 月 30 日、D は乙設備を完成させ、A から 8000 万円の支払を受けた。

問 1 事実 7 にある、A による請負契約の解除が認められるかどうかを、解除権の法的根拠に注意して検討しなさい。

問 2 現在は平成 29 年 7 月 1 日である。B は A に対して 6000 万円の支払を請求しようと考えている。この請求が認められるかどうかを、問 1 の解答との関係に注意して検討しなさい。

問 3 平成 29 年 8 月、A が乙設備を稼働させると、製造されるハンバーグ 100 個に 8 割の割合で不良品が出た。A が調査したところ、①乙設備と同種の平均的な設備では、発生を避けられない不良品の割合が 3% であること、②乙設備には、B による製

(民法)

作の過程で用いられた部品（以下、「丙部品」とする）に欠陥があること、③丙部品はEが製造し、Bの下請業者Cが乙設備に組み入れたものであること、④部品の交換は可能であるが材料費込みで2000万円ほど必要となり、生産ラインを1週間ほど停止しなければならないことが分かった。AはDに2000万円を支払って部品の交換をしてもらったことから、2000万円をBに請求しようと考えている。Aによる請求の法的根拠を説明した上で、Bが③の事実を理由にAの請求を拒むことができるか、説明しなさい。